

造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定単価、請負予定金額、事業場所及び生産完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積 (ha)	請 負 予定数量 (m3)	請負 予定 単価	請負予定金額	事業 場所	生産完了 検査場所
森林環境 保全整備 事業 (小友第三地区)	保育間伐 (活用型) 保護伐 検知 植付 計	72.81 0.62 0.58 73.43	6,120 180 (6,300) 6,300		請負金額 円也 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円也)	小友第三 国有林 231 林班 い小班外 15 別紙 1 請負事業 内訳書の とおり	発注者の 指定する 山元土場

(注) () の部分は、請負者が課税対象業者である場合に使用する。

- 2 事業期間

自 契約締結日の翌日から
至 令和 9 年 2 月 26 日

- 3 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。

(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第 4 条第 1 項第 1 号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第 4 条第 1 項第 2 号
×	銀行、甲が確実に認める金融機関等の保証		第 4 条第 1 項第 3 号
×	公共工事履行保証証券による保証		第 4 条第 1 項第 4 号
×	履行保証保険契約の締結		第 4 条第 1 項第 5 号
×	支給材料及び貸与品		第 15 条
×	前金払	分の 以内	第 35 条第 1 項
×	中間前金払		第 35 条第 3 項
○	部分払	月 1 回以内	第 38 条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第 40 条

4 支給材料及び貸与物件

品 名	品質規格	数 量	引渡予定場所	引渡予定月日

5 特約事項

別紙2 特記仕様書のとおり

別紙3 特約事項（製品生産事業）のとおり

6 技術提案事項の履行確保

別紙4 のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年1月19日に交付した国有林野事業製品生産事業請負契約約款及び国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 住所 岩手県遠野市東館町7番39号

分任支出負担行為担当官

岩手南部森林管理署遠野支署長 田村 喜信 印

請負者 住所

氏名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその構成員住所及び氏名を記入する。

請 負 事 業 内 訳 書

林 小 班	伐区	材種	作 業 工 程	予 定 数 量	備 考
231い		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	1,800m3	保育間伐活用型
231ろ1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	400m3	保育間伐活用型
231ろ2		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	550m3	保育間伐活用型
231ろ3		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	600m3	保育間伐活用型
231は		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	150m3	保育間伐活用型
231に		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	250m3	保育間伐活用型
231ほ1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	540m3	保育間伐活用型
231ほ2		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	180m3	保育間伐活用型
232い1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	850m3	保育間伐活用型
232い2		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	450m3	保育間伐活用型
235ろ1		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	45m3	保育間伐活用型
235ろ2		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	45m3	保育間伐活用型
235ろ4		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	30m3	保育間伐活用型
235は		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	180m3	保育間伐活用型
235に		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	180m3	保護伐
235ち		一般材 低質材	伐木造材・集材 ・運材・巻立	50m3	保育間伐活用型
合計				6,300m3	
検知		素材	(1)の業務	2,585m3	
			(2)の業務	690m3	
			(5)の業務	3,025m3	
計				6,300m3	

事業内訳書

[illegible]

別紙 2

特記仕様書

- 1 虫害時期においては、防虫対策として薬剤散布を行い製品の品質管理に努めること。
- 2 特別な事情がある場合には、国有林材の生産時期及び数量を変更することがある。
- 3 林業機械が林道を走行する場合は、雨天時を避ける等林道の保全に努め、販売した丸太を運搬する時の支障とならないようにすること。
- 4 アカマツの伐採搬出等については「松くい虫対策としてのアカマツ伐採作業指針」、ナラの伐採搬出等については「ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン」に基づいた事業実行とすること。
- 5 保安林の関係により、伐採開始時期は令和 8 年 4 月 1 日以降からとする。

特約事項（製品生産事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業製品生産事業請負契約約款第 20 条及び国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。

別紙 4

技術提案事項の履行確保

請負者は、令和 年 月 日付けで提出のあった技術提案書で提示した技術等については、次のとおり評価された項目及び内容の履行を確保するものとする。

項 目	評価	内 容
事業計画の工程管理		事業計画の工程管理及び工程管理に係わる工夫・提案
事業の計画・実施に係わる提案事業計画		事業計画上の考慮事項に係わる工夫・提案
		自然環境への配慮、生産性向上に係わる工夫・提案
		品質管理に係わる工夫・提案
		安全対策に係わる工夫・提案

(注) 評価された項目について (○印) を記載